

第 4 回特許制度小委員会で提起された御意見について

第 4 回特許制度小委員会において各委員から提起された意見について、事務局として整理したところ、その概要は以下のとおり。

1. 職務発明制度の在り方を検討するに当たって

- ・国内の研究者の海外流出を防ぐという観点が重要。
- ・グローバル化により企業の合併・買収が活発である中、従業者に職務発明に係る権利が帰属する現行制度では、企業へ権利譲渡されているか確認する必要がある問題。

2. 制度設計について

(1) 発明へのインセンティブの在り方

ア 制度の見直しにおける留意点

- ・今回の制度の見直しでは、発明者に与えられている利益を切り下げることが目的ではないことを確認して進めるべき。
- ・今回の制度の見直しについて、一般の人に説得力のある説明をするためには、制度改正によるメリット・デメリットを説明すべき。

イ 発明者に対する考え方

- ・発明を奨励して産業の発達に寄与するという特許法の目的を考慮すると、発明者を特別扱いしてもよいのではないか。
- ・中小企業の立場としては、営業員も含めて誰でも発明者になることはできるわけであり、発明者優先でよいのではないか。
- ・職務発明は研究開発活動の成果物であり、発明だけが特別な活動というわけではない。
- ・発明者以外にも技術に携わる従業者は多くおり、発明者だけ特別扱いする根拠が不明。

ウ 発明へのインセンティブの在り方

- ・法人帰属に制度を変更しないと解決できない問題があるのか、それとも、現行制度の下で運用を改善すれば解決出来るのか、議論をすべき。
- ・単に紛争解決コストを抑えたいのであれば、対価の支払に係る手続や内容を明確化するなど、職務発明に係る権利の帰属を変更しなくても対応できるのではないか。
- ・いわゆる二重譲渡問題については、法人帰属だけではなく、特許法第 34 条の改正やドイツ型の制度の導入による解決の可能性も含め、幅広く検討すべき。
- ・法人帰属の制度では、例えば従業者が二重に雇用契約を結んでいた場合、職務発明に係る特許を受ける権利が二重に法人に帰属するが、これが問題かどうかも含め、検討すべき。
- ・発明者に対する報奨について、法は介在せず、企業の自主性に任せてほしい。

(2) 発明へのインセンティブに関する法的規律の在り方

ア 法的規律の在り方

- ・企業が発明報奨規則を策定した場合、規則どおりに報奨が支払われたかのみを判断することとし、報奨の内容は企業の自由裁量を認める仕組みが考えられるのではないか。
- ・発明者と企業へのインセンティブをバランス良く制度化するためには、現行制度と同様、発明者へのインセンティブを請求権という形で担保することが重要。
- ・企業が発明者に対して支払う報奨を法律で義務付けることは難しいのではないか。

イ インセンティブの性質

- ・報酬とは、何かをしてくれたこと、あるいは何かをもらったことに対する対価であり、対価と報酬は本質的には変わらないのではないか。
- ・補償とは、当事者間での契約はないものの、何か人のものを取得したときに、その人に対してその価値を補填する意味であり、対価や報酬に準ずる性格ではないか。
- ・民法の懸賞広告の規定のように、何かをしようというインセンティブを与える手段として報奨が考えられるのではないか。
- ・落とし物を見つけた人に対して 5%から 20%以内で報労金を支払うという、遺失物法の報労金という考え方も参考になるのではないか。
- ・労働法における賞与の性格として、①賃金の後払い、②生活保障、③功労報奨という三つの性格が説明されているが、この③功労報奨を参考に、インセンティブを与えるという意味に報奨が考えられるのではないか。
- ・インセンティブについては、職務発明に対する発明者の知的労力ないし知的創造活動に報いるという意味で、報償という性格付けが考えられるのではないか。この報償は、労働の対価である賃金ないし報酬とは区別すべき。
- ・現行制度の対価請求権を、インセンティブ付与という目的を達成するための手段という意味だけではなく、正義・衡平から生じていると考えるべきではないか。

ウ インセンティブの内容・運用

- ・現行制度で問題があるのか検討するため、企業の職務発明規程の実例を示してほしい。
- ・今回の制度改正を契機に仮に発明者に対するインセンティブを切り下げる場合、労働契約法上の不利益変更の規制が及ぶことに留意すべき。
- ・職務発明に係る権利が発生したときに、報奨を支払って全て終わりではなく、対価のように後に事業が大きくなってから対価の支払が生じる場合、事業を進める上でリスクがあるため、金銭の支払に係る時間軸の問題も重要な論点。
- ・発明者に対するインセンティブの支払総額を切り下げないのであれば、ロイヤリティ収入に基づく支払重視ではなく、例えば特許登録時点での支払へと支払タイミングをシフトするインセンティブ構造が考えられるのではないか。

3. その他関連する論点（大学等における職務発明の取扱い）

- ・大学等における職務発明の取扱いは、非常に重要な論点。
- ・大学や国立研究所では研究費が公的な資金に基づいており、企業における研究開発投資の回収という観点はそのまま当てはまらないのではないか。